

京丹後市消防整備計画



令和5年4月
京丹後市消防本部

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって	P 1
1 現状の消防力(令和4年(2022年)4月末時点)	P 1
2 将来の見通し	P 1
第2章 計画の基本方針	
1 計画の目的	P 3
2 消防整備計画の位置付け	P 3
3 基本計画(京丹後市総合計画における基本計画)	P 3
4 計画の期間	P 4
5 整備目標	P 4
6 施策体系	P 5
第3章 消防整備計画	
1 消防体制の強化	
1-1 消防施設の整備	
1-1-1 消防庁舎	P 6
1-2 消防組織の充実	
1-2-1 署所体制	P 7
1-2-2 職員の配置と教育体制	P 8
1-3 消防車両・消防水利等の整備	
1-3-1 消防車両	P 10
1-3-2 消防水利	P 11
1-3-3 消防資機材	P 12
1-4 通信指令体制の整備	
1-4-1 通信指令体制	P 12
1-5 消防部隊の体制強化	
1-5-1 消火、救助体制	P 14
1-5-2 水難救助隊体制	P 15
1-5-3 救急体制	P 16
2 地域の防火・防災体制の強化	
2-1 予防体制の強化	
2-1-1 予防体制	P 18
2-2 消防団の充実強化	
2-2-1 消防団組織の体制強化	P 19
2-2-2 消防団施設及び車両	P 20
2-3 地域の消防・防災活動への支援	
2-3-1 地域の消防・防災活動支援	P 21
3 災害対応能力の強化	
3-1 大規模災害時の体制強化	
3-1-1 災害発生時の体制強化	P 23
3-2 広域連携体制の充実	
3-2-1 広域連携	P 24
3-2-2 大規模災害時の応援・受援体制	P 25
京丹後市消防整備計画策定経過	P 26

第1章 計画の策定にあたって

1 現状の消防力（令和4年（2022年）4月末時点）

京丹後市消防本部は、面積501.44 km²、人口52,415人を抱える消防本部です。消防力としては、常備消防として、1消防本部1署2分署1分遣所（図1）に消防職員100人（条例定数）、消防車両17台を配備するとともに、非常備消防として1消防団本部25分団に消防団員1,730人（条例定数）、消防団車両83台を配備しています。

市町村消防が整備する指針を示した「消防力の整備指針」【平成12年1月21日消防庁告示第1号】（以下、「消防力の整備指針」という。）における消防力の状況は、配備されている消防車両については、98.8%（注1）を達成しています。また、消防職員数についても条例定数・実員ともに79.4%となっており、全国平均78.3%（注2）を上回っています。

2 将来の見通し

本市においては、合計特殊出生率の向上や転入者数の増加など、人口減少を食い止める施策の効果が一定みられるものの、令和2年（2020年）国勢調査以降も、毎年800人程度の人口減が継続している状況となっています。人口において消防需要の観点から注目する点は、高齢化率（65歳以上の人口に占める割合）の上昇です。本市の場合、令和4年（2022年）4月末が37.0%で、令和12年（2030年）（国立社会保障・人口問題研究所2018年）には42.9%となり、その後もさらに高齢化率が上昇すると予想されています（表1）。

このようなことから消防需要を予想した場合、管轄区域内の人口は減少するものの、高齢化の進展に加え在宅医療の増加に伴う救急要請が想定されることから、救急出動件数は横這い若しくは微減を見込んでいます。

また、火災については、令和3年（2021年）は7件でしたが、近年は20件前後で推移しています。令和2年（2020年）の管内出火率（注3）は3.3（件数/万人）で、全国においては2.7（件数/万人）と全国数値を上回っています。火災種別では建物火災が全体の69%（5年平均）を占めています。将来的な需要予測は、一般住宅においては建物の不燃化や住宅用火災警報器の普及効果があるものの、火災による犠牲者は年齢が高くなるに従って著しく増加していることから、本市の高齢化の進展による人口動態変化から、大幅な火災件数の減少は難しいと考えられます。

救助出動件数については、山陰近畿自動車道（地域高規格道）（以下「山陰近畿自動車道」という。）が延伸するに伴って交通アクセスが向上し、観光入込客数（海水浴客等）の増加が予想されることから、交通・水難事故等の増加が懸念されます。（表2）

一方、自然災害に目を向けると、平成16年（2004年）10月に発生した台風23号あるいは平成18年（2006年）7月に発生した丹後町間人地区の土砂災害の影響は大きく、近年、台風や集中豪雨により、毎年各地で甚大な被害が発生していることから、市民の地震や土砂・風水害などの大規模災害に対する不安への対応が急務であるとともに、消防広域相互応援体制の整備、防火・防災教室等をはじめとする、災害に強い人づくりの推進などが喫緊の課題となっています。

(注1) 整備数86台／算定数87台＝98.8%

(算定数87台内訳：消防ポンプ自動車80台、はしご車1台、化学車1台、救急車4台、救助工作車1台。整備数：はしご車以外を整備)

(注2) 令和元年(2019)12月末時点

(注3) 出火率(件数／万人)＝出火件数(18件)／令和元年(2019年)12月末現在 人口集計(54,381人)×10,000

(図1)



(表1)

市内人口推移					
	2020年	2021年	2022年	2030年	2040年
管内人口(人)	53,963	53,224	52,415	43,421	35,890
高齢化率(%)	36.2	36.7	37.0	42.9	48.1

※ 2020年～2022年現在人口は4月末日

2030年、2040年人口・高齢化率：国立社会保障・人口問題研究所(2018年)

(表2)

火災・救急・救助件数					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
火災件数	28	13	16	18	7
建物火災(%)	71.4	76.9	43.7	66.6	85.7
救急件数	2,567	2,567	2,455	2,432	2,473
搬送人員	2,415	2,437	2,321	2,292	2,328
高齢者搬送人員(%)	65.9	65.1	68.7	70.9	73.7
救助件数	46	39	29	29	37

第2章 計画の基本方針

1 計画の目的

京丹後市消防整備計画（以下、「消防整備計画」という。）は、第2次京丹後市総合計画「基本計画」（令和3年度～令和6年度）に掲げる目標4「安全で安心して暮らせるまち」の実現に向け、社会情勢の将来的な予測を加味しながら、将来の消防体制のあるべき姿を明確にするとともに、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための消防体制全般にわたる総合的な計画です。

2 消防整備計画の位置付け

消防整備計画は、第2次京丹後市総合計画「基本計画」を上位計画とし、消防組織法等の関係法令に基づき「消防力の整備指針」、「市町村消防計画の基準」【昭和41年消防庁告示第1号】（以下、「市町村消防計画の基準」という。）等と整合性を保つ、本市の消防力の整備の基本的な方向性を示す部門別計画です。

3 基本計画(京丹後市総合計画における基本計画)

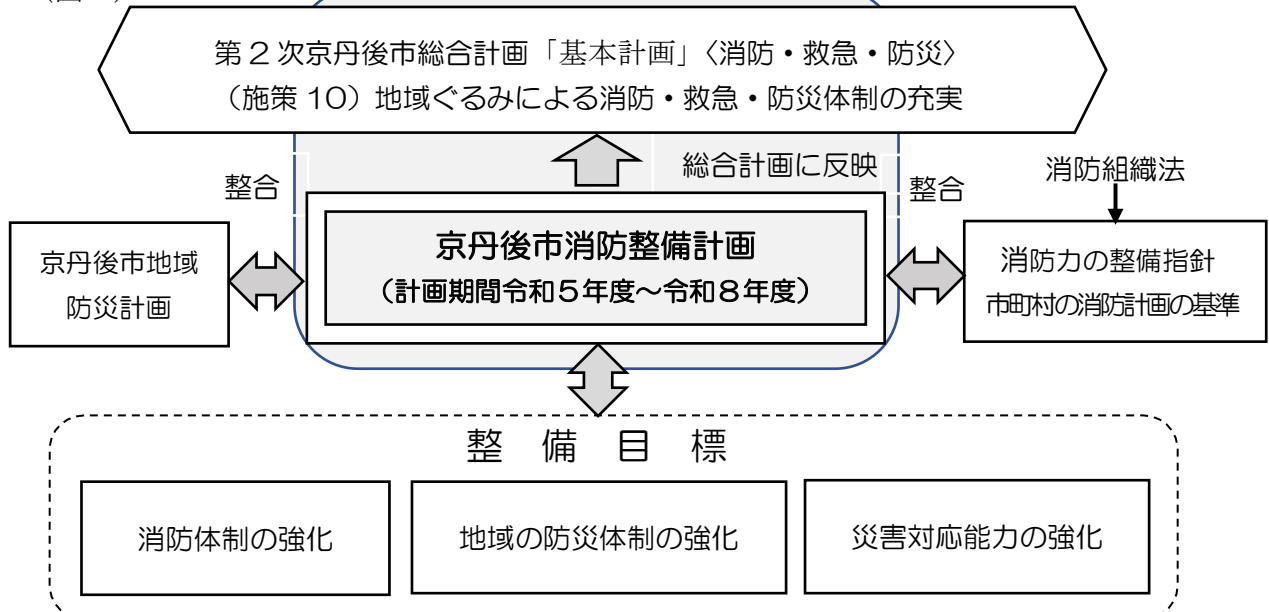
基本計画・施策<<10>>

「〈消防・救急・防災〉地域ぐるみによる消防・救急・防災体制の充実」

(目指す姿)

- (1) 消防施設・装備・人員が適正に配備され、消防・救急・救助の技術が向上して火災や災害などの非常時に対応できる消防・救急体制が確立している。
- (2) 市民や事業者が、防火・防災に対する高い意識を持ち、火災等の発生数が減少するとともに、火災等の災害における被害を最小限に抑えられている。

(図2)



4 計画の期間

消防整備計画の計画期間は、令和5年度から令和8年度までとします。

なお、国及び京都府における制度の変更など、今後の社会経済情勢等の変化などにより必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

5 整備目標

消防整備計画は、第2次京丹後市総合計画「基本計画」に掲げる目標4「安全で安心して暮らせるまち」の実現のため、「**消防体制の強化**」、「**地域の防火防災体制の強化**」、「**災害対応能力の強化**」を3本柱として掲げ、地域一体となり消防・防災力の充実・強化を目指し整備していきます。

5-1 消防体制の強化

消防本部及び消防署機能の基盤整備に努めるとともに、消防車両、消防資機材等の消防装備及び高機能消防指令システムの適切な維持管理、計画的な更新、整備を図ります。

また、消火・救助体制については、資機材の整備と職員の救助技術の向上等を推進するとともに、消火栓、耐震性防火水槽など、地域の実情に応じた計画的な消防水利の整備を図るほか、河川等の自然水利の有効利用を進め、消防水利の確保に努めます。

水難救助体制は、特殊な任務であることから、資機材の整備と潜水等の技術を含め水難救助活動の一層の強化を図ります。

救急体制については、救急救命士・指導救急救命士の養成や高規格救急自動車等の計画的な整備を行うほか、医療機関等と連携した救急業務の高度化を促進します。

5-2 地域の防火防災体制の強化

予防体制については、住宅防火の促進や予防行政の専門的な技術、知識を有した予防要員の養成、防火対象物や危険物施設等への指導体制の強化を図ります。

地域防災の要である消防団については、その活動の拠点となる消防団施設や車両等の適切な整備を行い、地域の消防力の向上を図ります。また、地域活動への支援として、地域の防火訓練等を通じて防火意識の高揚を図るなど、防火・防災教育を推進するとともに、自主防災組織等への支援に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

5-3 災害対応能力の強化

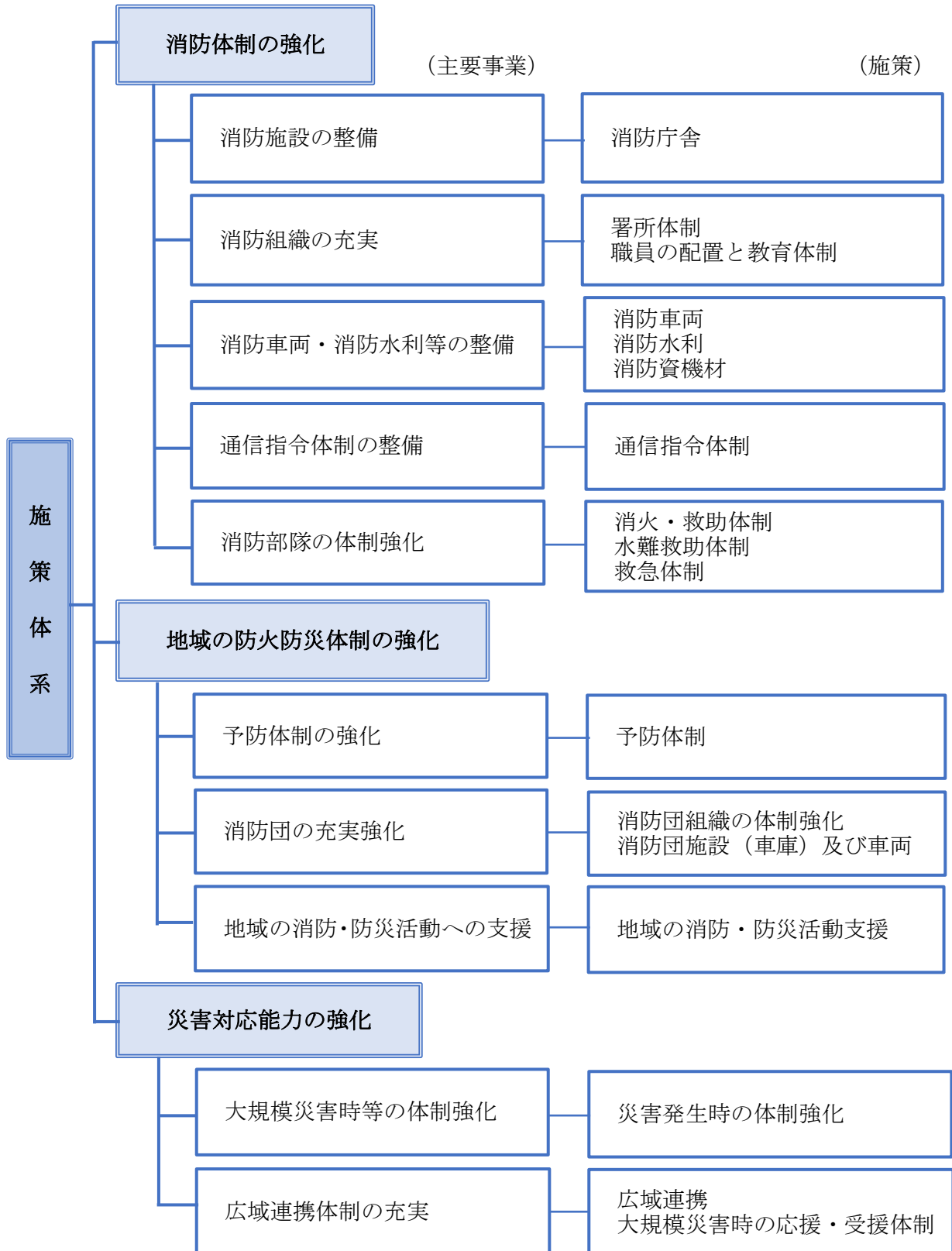
地震災害や河川の氾濫、土砂災害など、その災害が大規模で広域に及ぶ場合は、市町の枠を超えた消防力の運用を図ることが必要となるため、消防活動拠点等の基盤整備とともに、近隣の消防機関等との広域連携や緊急消防援助隊等の全国からの消防応援に対する受援体制の強化を進めます。

また、大規模災害や特殊災害への対応として、他機関との連携や消防部隊の災害対応能力の強化に努めます。

6 施策体系

整備目標である「消防体制の強化」、「地域の防火防災の強化」、「災害対応能力の強化」を図るため、次の施策体系図のとおり10項目の主要事業に重点を置き、各施策に取り組めます。

(図3) 施策体系図



第3章 消防整備計画

1 消防体制の強化

～安全で安心して暮らせるまちを目指して～

1-1 消防施設の整備

1-1-1 消防庁舎

(1) 現状と課題

ア 消防本部及び消防署所の庁舎等（以下「消防庁舎」という。）は、昭和62年（1987年）、丹後広域消防組合消防本部発足時に消防本部・峰山消防署、網野分署、久美浜分署の各庁舎が完成し、同年10月から業務開始しました。

平成元年（1989年）には、竹野川分遣所庁舎が完成し、同年11月から業務開始し、現在に至っています（表3）。

消防庁舎は、平成5年（1993年）に完成した消防訓練塔の新築、その後も平成14年（2002年）、平成26年（2014年）の消防指令システム導入等に際し増築を行ってきましたが、既存部分、分署所においては本格的な修繕は行っていません。消防庁舎は、勤務する職員の安全衛生の面からも、維持・管理を継続する必要がありますが、老朽化対策が進んでいない庁舎の修繕が課題となっています。

また、消防庁舎は、本市の消防力を置く重要な拠点施設であり、消防業務の基盤です。市内全域を守備し、より効果的、効率的に活用できるように配置していますが、峰山消防署及び久美浜分署は浸水想定区域内に位置し、久美浜分署にあっては、軟弱な地盤上に建っているため、現在も地盤沈下が進行している状況です。網野分署については、土砂災害警戒区域に隣接しているなど、庁舎の立地状況に不安があります。

次に、消防庁舎は、大規模災害時には緊急消防援助隊の指揮支援部隊や災害対策現地情報連絡員等を受け入れる施設でもあり、受け入れ拠点としての整備が必要となります。

イ 関西広域連合が運行しているドクターヘリコプターは、医師不足や医療の地域格差などの問題解決に向けて欠かせないものであり、地域医療のために活用されています。

さらにドクターヘリコプターの運行に関しては、年間を通じ安全・確実な運航が求められることから整備された場外離発着場が必要となります。

しかし、現在整備されたものは丹後町、弥栄町の市所有の2施設のみで、公共施設、民間施設を借用している離発着場は、イベント等の開催時には使用することができません。

また、冬季は降雪対策（離発着場の除雪）として、前述の市所有2施設のほか、峰山町内と久美浜町内の公共施設駐車場を離発着場として借用している状況であります。

京丹後市内全域で年間を通じて確実に運航できる体制の更なる確保が課題となっています。

消防庁舎一覧（表3）			
名 称	竣工年月	建築構造	延べ床面積
消防本部・峰山消防署	昭和 62 年 9 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,480.10 m ²
網野分署	昭和 62 年 9 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	429.32 m ²
久美浜分署	昭和 62 年 9 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	427.63 m ²
竹野川分遣所	平成 元年 10 月	鉄筋コンクリート造平屋建	280.07 m ²

※令和 4 年（2022 年）4 月 1 日現在

(2) 施策の方向性

ア 各署所の消防庁舎は、新耐震化基準に適合していますが老朽化が散見されます。市民の安全・安心を守るためには、災害拠点となる消防庁舎の維持管理を適切に行うとともに、災害などの影響により、庁舎機能低下防止のための検討・整備を進めていきます。

また、大規模災害時に消防応援部隊受け入れ時に、指揮機能を果たす施設としての整備について、検討を進めていきます。

イ ドクターヘリコプターの活用を推進するため、場外ヘリポートについて検討・整備を進めていきます。

(3) 主な施策の概要

ア 庁舎の整備

消防庁舎は 24 時間体制で稼働する防災の拠点施設であるため、有事の際に適切な活動ができるように修繕を行い長寿命化のための整備を進めていきます。特に老朽化が著しい照明器具を LED へ交換、設置後 25 年以上が経過して部品交換できない空調設備の更新、その他変電設備、自家発電設備などの改修整備の他、各署所屋上等の防水対策について検討します。

浸水想定地域等に配置されている消防庁舎については、災害時にも迅速・柔軟に対応できるよう浸水防止対策などの導入や災害の影響を受けない地区への移転も含め検討します。

イ 消防応援部隊の受け入れ拠点としての庁舎整備

消防庁舎は、緊急消防援助隊の指揮支援部隊や災害対策現地情報連絡員等を受け入れる施設でもあるため、指揮機能を果たす拠点施設としての整備について、庁舎移転も視野に入れて取組みます。

ウ 京丹後市場外ヘリポートの整備

消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの活用は、災害時の迅速な対応、医療格差をなくし早期に質の高い医療の提供及び救命率向上のために不可欠です。

このことから、場外ヘリポートが未整備である旧 4 町（峰山、大宮、網野、久美浜）に、当該施設を整備することを検討します。

1-2 消防組織の充実

1-2-1 署所体制

(1) 現状と課題

ア 消防活動においては、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な出動体制を確保することが大前提にあります。

竹野川分遣所は、丹後町・弥栄町の一部の救急業務を担うため業務開始し、消防ポンプ自動車については配備していないことから、丹後町内の火災は網野分署の消防ポンプ自動車に対応しています。

近年、消防団員の団員数及び町内勤務者の減少などにより、市内全域で平日昼間の時間帯において、消防団の消防ポンプ自動車等の出動が難しい状況といえます。

イ 山陰近畿自動車道の延伸により交通アクセスの利便性が向上することから、観光客などの入込客数の増加、さらに京都府内でも高齢化が顕著に進んでいる本市では、消防需要の増加が予想され、それに対応できる組織体制の見直しが必要となってきます。

(2) 施策の方向性

本市の消防力を最大限に発揮するため、また、市域全体を守備する観点から、消防力を総合的に向上させる必要があり、組織改編を含めて署所体制の見直しを検討していきます。

(3) 主な施策の概要

ア 竹野川分遣所の分署化への整備

竹野川分遣所には消防ポンプ自動車の配備がないため、丹後町の消防力確保のため、消防ポンプ自動車を配備した分署化についての検討を進めます。

また、庁舎整備については、現状の場所では敷地が狭く消防ポンプ自動車の配置ができないため、適正配置を考慮し移転先等を含め検討します。

イ 地域高規格道路の延伸による署所体制の強化

山陰近畿自動車道の延伸により、自家用車による人の流れが増加することが予想され、それに伴う交通事故、水難事故による救助事案等の増加に対応すべく、組織改編を含めた署所体制の見直しを検討します。

1-2-2 職員の配置と教育体制

(1) 現状と課題

ア 職員の配置

職員数については、条例定数100人と同数の実員数（令和4年4月1日（2022年）現在）となっています。現状、退職による職員の補充は、翌年度に新規職員を採用し半年間の初任教育を修了後、2ヶ月の職場研修を行うため8ヶ月間は実質人員減となっており、退職者が多いほどこの期間の人員減の負担が大きくなります。

また、定年延長（令和5年度から実施）などにより、高齢期職員が現場活動を行うことなどによる消防力の低下が懸念されます。

さらに、令和4年（2022年）4月から「男性育休」が段階的に施行され、男性の育児休業等の取得を支援するための環境づくりが必要となっています。同時に、女性の産前、産後や育児休業等も考慮した職員のサポート体制、総務省消防庁が数値目標を掲げている女性職員の増員の推進について、検討していく必要があります。

消防署所の組織体制については、限られた人員で最大限の消防力を発揮することを基本に運用していますが、消防車両の搭乗人員は消防力の整備指針で示されている搭乗人員未満で運用しており厳しい部隊運用となっています。

イ 教育体制

業務開始から35年が経過し、退職による職員の若返りが急速に進み、消防業務・災害活動を担う職員に対する効果的な教育訓練のノウハウや指導方法の共有・実践が求められる状況です。加えて、災害は複雑多様化・大規模化し、状況に応じた適切な活動等の選択・判断が求められています。実情をとりまく状況変化・課題に対応するためには、効果的な教育訓練体制を構築し、人材を強化していく必要があります。

また、救急救命士養成のほか、専科教育等、研修期間が長期に及ぶことで、実質活動人員に欠員が生じることから、研修派遣を考慮した職員の配置を検討していく必要があります。

(2) 施策の方向性

安定した消防力を確保するため、職員の年齢構成の平準化や退職者の状況などを考慮し、定年延長を見据えた職員数の確保に努めるとともに、消防力の総合的な向上及び部隊の効率的な運用などの改善を図っていきます。

また、消防行政サービス向上の観点から、事務の見直しや経験豊富な定年延長職員が最大限活躍できる配置・体制を整備するとともに、専科教育、資格取得講習会等の受講を継続し、安全・適切な消防活動の確保と職員の資質向上に努めます。

さらに、育児に係る休暇等が取得しやすい体制づくり、また女性職員の増員を推進するとともに、女性が活躍できる組織及び職場環境の整備について検討していきます。

(3) 主な施策の概要

ア 消防職員の確保

安定した消防力を維持するため、条例定数に基づく職員数を確保しつつ、退職者や研修派遣等を勘案し、常に一定以上の職員数となるよう職員の定員管理に努めます。

また、経験豊富な再任用職員の職域拡大についても、検討していきます。

イ 職場環境の充実

育児休業や介護休業の取得促進など、時代背景に即した職場環境の整備を推進します。

また、定年延長による高齢期職員の体力面を考慮した配置とともに、現場活動人員を確保するための適正配置・勤務体制についても検討していきます。

ウ 消防職員研修の充実

円滑な消防業務を遂行するため、消防大学校、京都府立消防学校などの専科教育、各種実務研修会・講習会、資格取得講習会等を受講させ安全・適切な消防活動の確保と職員の資質向上を図ります。

また、人材を育成するために専門的な知識や技術を消防職員間で共有・継承するとともに、必要に応じて各種の研修会を実施します。

エ 長期研修派遣期間中の人員配置

救急救命士養成研修等の長期研修派遣期間中は、人員減となるため消防力の低下、職員の年次休暇取得率の低下を招く可能性があることから、新規採用職員の消防学校卒業後の早期配置を検討していきます。

オ 男性職員の子育て休暇の取得推進

男性職員の子育て休暇について、取得しやすい職場体制の整備に取り組んでいきます。

カ 女性職員の活躍を推進

当消防本部における女性職員の割合を5%にするよう総務省消防庁から数値目標が

示されており、女性職員の増員を図るため、女性が活躍できる職種であることについて、大学、専門学校及び高等学校などに対して、あらゆる媒体を活用して広報するなど積極的な取組みを検討します。

また、女性職員が活躍できる組織及び職場環境の整備とともに、産前、産後及び育児休業等のサポート体制を検討していきます。

1-3 消防車両・消防水利等の整備

1-3-1 消防車両

(1) 現状と課題

消防車両の現有状況（表4）は、はしご自動車を除き消防力の整備指針に示されている基準数を満たしていますが、複雑多様化する現代の災害に対応するため、更新の際には最新技術を取り入れた車両を導入するとともに、より装備の高度化を図る必要があります。

「消防力の整備指針」に基づく消防車両台数（表4）			
	整備指針台数	現有台数	備 考
消防ポンプ自動車	3台	3台	消防力の整備指針で定める台数は、国の「市町村消防施設整備計画実態調査」に基づく算定方式による台数を掲載しています。
はしご自動車	1台	0台	
化学自動車	1台	1台	
救助工作車	1台	1台	
救急自動車	4台	4台	
指揮車、指令車、広報車、資器材搬送車	7台	7台	
非常用救急自動車	1台	1台	

※令和4年（2022年）4月1日現在

※所有する車両のうち「消防力の整備指針」の対象となるものを掲載しています。

(2) 施策の方向性

現有の消防車両については、日常点検の励行と併せ、常備消防車両更新基準（表5）に基づき、適切な更新整備を図っていきます。

また、更新にあたっては災害活動に迅速かつ的確に対応するため、機能性や操作性に優れた消防ポンプ自動車、救助工作車及び高規格救急自動車等へ更新していきます。

なお、保有していないはしご自動車については、今後の中高層建築物の分布状況等を注視し車両の配備を検討することとします。

常備消防車両更新基準（表5）	
種 別	備 考
消防ポンプ自動車	主要各部の機能劣化を考慮し、概ね15年を目途とします。
化学消防車	消防ポンプ自動車に準じ、概ね15年を目途とします。
救助工作車	
救急自動車	他の緊急車両と比較すると使用頻度が高く、車両の劣化が早いため、概ね10年又は走行距離10万Kmを目途とします。
指揮車・広報車	消防ポンプ自動車に準じ、概ね15年を目途とします。
資機材搬送車	
緊急車両以外の車両	経年度合いと点検整備状況から判断することとします。

(3) 主な施策の概要

常備消防車両については、消防車両等更新計画（表6）に基づき、順次、更新整備を計画していきます。

消防車両等更新計画（表6）		
種 別	現 有 数 (令和4年(2022年)4月現在)	うち更新計画台数 (令和4年(2022年)度 ～2030年度)
消防ポンプ自動車	3台	1台
はしご自動車	0台	0台
化学消防車	1台	1台
救助工作車	1台	1台
救急自動車	4台	3台
非常用救急自動車	1台	1台
指揮車・広報車	6台	5台
資機材搬送車	1台	1台
緊急車両以外の車両	3台	0台
計	20台	13台

1-3-2 消防水利

(1) 現状と課題

消防水利は、消火活動に不可欠ですが、充足率の低い地域では、水利部署から活動開始するまでに時間を費やすこととなり、人的、物的被害を大きくすることになります。

さらに、設置後40年超の防火水槽や設置後30年超の消火栓が数多くあり、防火水槽においては、水漏れ、消火栓は開閉弁の不具合、配管の漏水などにより水利の更新整備が必要です。現在の水利状況を充実させるため、国が示す消防水利の基準（水道管径150mm以上または管網形成されている消火栓、容量40m³以上の防火水槽）を考慮しつつ、計画的に整備するとともに、地震等において有効水利となる耐震性防火水槽の整備を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

消防力の整備指針を基本に緊急度及び地域の事情を考慮し、消火栓及び防火水槽の計画的な整備を進めます。

また、震災時において有効な水利となる耐震性防火水槽の整備に努めます。

(3) 主な施策の概要

ア 消火栓の整備

火災発生時に最も身近で有効な消火栓の設置を進めるため、水道事業、道路改良事業等の関連工事等に合わせ、消火栓の新設や老朽化した消火栓の更新整備を進めます。

イ 防火水槽の整備

市内には老朽化した防火水槽が多いことから、定期的に設置状況等の実態調査を行い、継続利用可能なものについては順次改修を行うとともに、充足率の低い地域を優先して計画的に防火水槽の整備を進めます。

ウ 耐震性防火水槽の整備

地震等により、防火水槽が破損し使用不能となる恐れがあることから、常時水量を確保することが可能な耐震性防火水槽の整備を進めます。

エ 自然水利等の確保

消火栓、防火水槽などの人工水利を補完する消防水利として、河川、池及び海等の自然水利の組み合わせを考慮し、定期的に実態調査を行い国が示す「消防水利の基準」に適合するものにあつては、消防活動に有効な水利として活用します。

1-3-3 消防資機材

(1) 現状と課題

消防資機材については、火災をはじめとする様々な災害を最小限に抑えるための重要な装備品であることから、計画的な更新と複雑多様化する災害に対応するために適正な装備品を充実させ配備する必要があります。

(2) 施策の方向性

消防資機材については、市民の生命や財産を守るために不可欠なものであることから、更新に際しては、単に現有資機材の更新を行うだけでなく、各署所において全職員が安全に使用できるよう小型軽量化、環境に配慮したバッテリー駆動式のほか、機能性や操作性に優れた資機材への転換、規格の統一など、効果的な整備を行います。

(3) 主な施策の概要

消防資機材の計画的な更新と効果的・効率的な配備

消防資機材の使用の頻度・状況を考慮した計画的な更新と効果的かつ効率的な配備を行います。また、配備された消防資機材については、日常点検・保守点検等を行い、安全確保を図り適正な維持管理に努めます。

1-4 通信指令体制の整備

1-4-1 通信指令体制

(1) 現状と課題

消防指令システムは住民等からの緊急通報に対し、迅速・的確な出動指令を出せるように最適な状態を確保しておくことが重要です。

消防指令システムは毎年保守点検を実施しているものの、機器の中には製作メーカー

が推奨する保守可能期限が過ぎているものなど、今後さらに老朽化が進めば主要装置等が故障した場合に修理の長期化や、修理不能による消防指令システムの機能停止を招く恐れもあることから、最適な状態を確保するためのシステムの整備・運用コストが財政上大きな負担となっています。

これまで、本市を含め近隣消防本部は消防指令システムをそれぞれ単独整備してきましたが、消防指令システムの整備費用及び維持管理経費の低廉化、指令要員の効率配置による人員確保を目的とし、6消防本部（表7）で消防指令システムの業務を共同運用するために、平成30年（2018年）10月16日付け「京都府中・北部地域の新たな消防広域連携のあり方検討会」が設置されました。令和2年（2020年）11月9日には京都府中・北部地域消防指令事務協議会が設立され令和6年（2024年）4月1日からの運用開始とされています。（表8）

また、指令業務を共同運用後も、当消防本部から指令システムの全てが移管されるわけではなく、消防救急デジタル無線統制設備、防災行政無線等の機能は残ります。このことから、これまで同様に専門性の高いシステムを維持管理していくために、システムを熟知した職員の育成が不可欠となります。

さらに、消防救急デジタル無線統制設備は、当消防本部で単独整備を行い平成27年から運用を開始しています。定期的にメンテナンスを実施しているものの、経年による老朽化は避けられない状況にあります。

【共同運用消防本部】 連携・協力を行う地域（表7） 京都府中・北部地域 7市3町 6消防本部	
消防本部名称	地域名
舞鶴市消防本部	舞鶴市
福知山市消防本部	福知山市
綾部市消防本部	綾部市
京都中部広域消防組合消防本部	亀岡市、南丹市、京丹波町
宮津与謝消防組合消防本部	宮津市、伊根町、与謝野町
京丹後市消防本部	京丹後市

通信指令施設の更新計画（表8）			
年度	共同運用	既存設備	無線統制台 防災行政無線
2020年度		運用開始(2015年)	
2021年度	システム検討	↓	
2022年度	実施設計		
2023年度	整備		
2024年度	運用開始		検討、実施設計
2025年度	↓		整備
2026年度			運用開始
2027年度			↓

(2) 施策の方向性

119番通報を受信する消防指令システムは、24時間停止することのできない通信指令業務の基盤です。定期的な保守点検等を実施するとともに、外部システムとの接続及び連携、新技術の導入などに取組んでいきます。

共同運用する京都府中・北部地域消防指令センターの整備や派遣人員の育成、当消防本部で運用する消防デジタル無線統制設備・防災行政無線等の効率化や、メンテナンスのため機能を熟知した職員の育成を図ります。

また、経年により耐用年数を迎える消防デジタル無線統制設備の更新について、検討していきます。

(3) 主な施策の概要

ア 高機能消防指令システムの最適化

専門業者による定期的なシステムメンテナンスや職員による地図データの更新等適正な維持管理を行い、最適な高機能消防指令システムの運用に努めます。

イ 共同運用する消防指令システムに向けての検討、整備

共同運用する消防指令システムと接続する京丹後市消防本部側の関連システムの整備を行います。

ウ 指令業務の効率化

共同運用後も無線交信等一部の指令業務を継続することから、高度な運用に対応できる職員をシステム的设计段階から設置・運用までの一連の業務に係る育成を行い、システム更新後、即運用できるよう他の職員に対してシステム運用及びメンテナンス等についての共有を図っていきます。

エ 消防デジタル無線の更新

消防デジタル無線統制設備は10年から12年で耐用年数を迎えます。各本部の更新状況等の動向を注視しながら、対応・更新について検討していきます。

1-5 消防部隊の体制強化

1-5-1 消火・救助体制

(1) 現状と課題

近年の火災件数は減少傾向であるものの、大規模物流倉庫など、長時間にわたる大規模な火災が全国で発生しており消火活動に困難を極め、活動の長期化や隊員が受傷する事案が多く発生しています。また、各地で大規模な自然災害が発生し甚大な被害をもたらしています。加えて、山陰近畿自動車道の延伸により観光入込客数（海水浴客等）の増加が予想されることから、交通事故、水難事故などの救助事案等の増加も懸念されます。

当消防本部の現状は、消火・救助活動の経験の少ない職員の急増に相反して、経験豊富な職員が退職により減少している状況にあり、実情をとりまく状況変化・課題に対応するためには、効果的な教育訓練体制を構築し、人材を強化していく必要があります。

また、定年延長職員が今後増えると、高齢期職員が現場活動を行うことなどにより消防力の低下が懸念されることから、隊員の確保についても検討していく必要があります。加えて現場活動を効率的、効果的に遂行するには、指揮隊の役割が重要となります。

指揮隊は、管内で発生する全災害に出動して情報収集、活動方針の決定及び安全管理を行い、全出動隊を指揮して消防活動の円滑化を図るため、令和2年度京丹後市指揮隊活動要領（暫定）により運用開始しています。

(2) 施策の方向性

消火難度の高い火災・救助活動に必要な装備の整備に努めるとともに、専門的知識や技術を習得するための研修等に取り組み、安全・適切な消防活動の確保と職員の資質向上を図ります。

(3) 主な施策の概要

ア 消火隊員、救助隊員の養成

職員の育成強化のため、専科教育、資格取得講習会等の受講を継続するとともにより実践的な訓練などの実施により、知識の共有と技術の伝承を図り消防力の強化を推進します。

さらに山陰近畿自動車道での交通事故、自然災害など多様化する救助事案等を想定した訓練等に取り組みます。

イ 人口規模に応じた消防力

定年延長などにより、高齢期職員が現場活動を行うことなどによる消防力の低下が懸念されることから、職員の定員管理についても検討していきます。

また、定年延長による高齢期職員の体力面を考慮した配置とともに、現場活動人員を確保するための適正配置・勤務体制についても検討していきます。（再掲）

ウ 指揮隊の養成

指揮隊は専門的な知識や豊富な経験を要することから、人材育成を含めた充実・強化を図るため、必要な知識、技術を高める訓練、研修等に取り組みます。

1-5-2 水難救助隊体制

(1) 現状と課題

海や川で水難事故が発生したとき救助活動を行う水難救助隊は、指揮隊員、潜水士免許保有の潜水隊員、船舶免許保有のボート隊員で構成されています。

管内の海岸には、16ヶ所の海水浴場、魚釣りで有名なポイントも点在し、年間を通して海のレジャーを楽しむために多くの来訪があり、水難事故は毎年のように発生していることから、水難救助体制の整備は欠くことができません。

水難救助隊の活動を継続していくためには、隊員の高齢化を踏まえ適正を備えた隊員を確保する必要があることから、若手隊員の育成が重要となります。

また、潜水隊員の使用する潜水資機材については、長期間の使用で老朽化しているものが多い状況です。潜水中のトラブルは重大な事故に繋がることから、計画的に更新を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

水難救助活動は特殊な環境下における救助活動であるため、安全管理を徹底しつつ、迅速・的確に水難救助活動ができるよう隊員の確保と資機材の整備を進めていきます。

(3) 主な施策の概要

ア 水難救助隊の活動

水難救助は水中での活動となり、危険を伴うことから指揮班を中心とした指揮命令系統を確保して現場活動を行い、安全管理体制を確保するとともに、海上保安庁や京

都府水難救済会との連携強化を図り、迅速な救助活動に努めます。

イ 水難救助隊員の養成

水難救助体制を継続していくためには、隊員の養成が不可欠であり、指揮・安全管理のうえでの潜水業務管理研修、ダイバー隊員については潜水技術研修の受講のほか、潜水士・小型船舶免許の資格取得を進めます。また、訓練や研修等を継続して行い、活動技術の伝承と安全管理を図ります。

ウ 資機材の維持管理と計画的な更新と配備

活動に必要となる潜水器具（レギュレーター・BCジャケット等）、ウェットスーツ等の装備の他、ゴムボート、船外機などについて、保守点検等により適正な維持管理に努めるとともに、使用の頻度・状況を考慮した計画的な更新、新規隊員に必要な装備の整備を行います。

1-5-3 救急体制

(1) 現状と課題

管内の救急件数は人口減少に伴い緩やかに減少傾向ではありますが、一方で人口割合は高齢化が顕著に進んでおり、令和2年（2020年）の高齢化率は36.2%で、全国平均の28.8%を大きく上回っています。本市の救急搬送に占める高齢者の割合は70.9%（令和2年）となっており、高齢者の救急要請が増加することが考えられます。

このことを考慮しつつ、高度な救命活動と救急需要に対応するため、需要に応じた適正数の救急救命士を引き続き養成する必要があります。

また、丹後地域メディカルコントロール協議会と連携を図り、救急救命士・救急隊員が行う救急活動について医学的観点から指導・助言を受け、病院前救護体制における質の高い救急医療を提供する必要があります。

さらに、ドクターヘリコプターは、医師不足や医療の地域格差などに対処するため地域医療に欠くことができません。

(2) 施策の方向性

全ての救急車に救急救命士を搭乗させる体制をつくることはもとより、気管挿管等の質の高い救命活動を行うため計画的な養成を進め、救急救命士の確保に取り組めます。

丹後地域メディカルコントロール協議会との更なる連携強化、救急の質の向上に取り組めます。

ドクターヘリコプターの運用により、医師不足や地域医療の格差をなくし、早期に質の高い医療提供及び救命率向上のために積極的な要請を推進します。

(3) 主な施策の概要

ア 救急救命士の養成・配置

救急救命士及び気管挿管認定救命士を計画的に養成し、常時救急車に乗車できる体制づくりを推進します。

イ 救急業務の高度化への対応

一般救急隊員の知識、技術等の維持・向上のため、各研修会への参加、指導救急救命士による教育研修などを計画的に実施します。

ウ 丹後地域メディカルコントロール協議会との連携

丹後地域メディカルコントロール協議会との連携を強化して病院前救護体制の充実を図り、救急救命士・救急隊員が行う救急活動について医学的観点からの指導・助言

を受け、救急医療の質の向上に努めます。

エ ドクターヘリコプターの活用

救出時間を要する現場や、地理的制約がある現場及び傷病者の状態・要請基準に応じてドクターヘリコプターを活用し、救急患者の早期医師介入・搬送を積極的に推進します。

2-1 予防体制の強化**2-1-1 予防体制****(1) 現状と課題**

技術の進歩による産業の高度化、社会情勢の複雑化・多様化により、火災予防上の専門性が高くなることから、予防業務に求められる知識等も高度化しています。

加えて、改修の進まない老朽化した防火対象物、危険物施設に対する火災予防体制を推進するためには、専門的な知識を有した予防技術資格者などの人材育成が必要です。

また、ホテル、病院等での火災や危険物施設での災害を防止するために、消防法令に適合しない防火対象物や危険物施設の違反是正を強化する必要があります。

そして、火災などの災害から市民の生命・身体・財産を守るためには、消防機関だけではなく、事業所や地域、そして市民がそれぞれの責任と役割で火災の予防に努める必要があります。

この火災を未然に防止するためには、市民一人一人が日常生活の中で火災予防を意識し実践していくことが重要であることから、一層の防火思想の普及啓発とともに、事業所等に対する消防用設備等の設備指導の強化、関係機関との連携など、総合的な予防体制と効果的な予防業務の推進を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

効果的な予防業務を実施するため、予防課員を中心とした立入検査の体制の強化はもとより、重大な消防法令違反が判明した場合には、迅速に消防用設備等の状況に関する公表制度を活用し、違反是正の促進及び予防業務の体制強化に努めます。

また、火災原因調査員・予防の専門的知識や技術を持った職員の育成を推進します。

さらに、住宅や地域における火災を未然に防止するため、積極的に広報活動を実施し市民の防火思想の普及啓発活動を進めるとともに、住宅用火災警報器の設置促進・維持管理などの住宅防火対策のさらなる推進に努めていきます。

(3) 主な施策の概要**ア 職員の養成**

消防大学校や京都府立消防学校などへの研修派遣を通じて、火災原因調査・予防業務の専門的知識を持った職員の養成、予防技術資格者の養成を継続して行い各署所に適正配置するとともに、専門的知識のある職員に、経験の少ない職員に対して専門的知識を習得するための研修等を実施し予防要員を育成します。

イ 立入検査及び違反是正体制の強化

防火対象物や危険物施設への定期的な立入検査を実施し、適正な指導を行うとともに、出火防止及び防火管理体制の強化を図ります。

ウ 防火思想・住宅防火の推進

市のホームページ、ケーブルテレビ、マスメディア等を活用した広報活動のほか、自治会、自主防災組織等の外部団体との連携強化による防火思想の普及について、検討していきます。住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理の重要性について周知を図り、住宅防火対策を推進します。

2-2 消防団の充実強化

2-2-1 消防団組織の体制強化

(1) 現状と課題

消防団は、郷土愛護の精神に基づき地域の安全・安心を守る地域防災の要として、消火活動をはじめとする地域の防災活動に対し重要な役割を担っています。

近年、大規模化、複雑多様化している様々な災害への対応に加え、高齢化の進んだ地域では、より地域に密着した活動を行うなど消防団に寄せられる期待は大きく、消防団の充実・強化は欠かせないものとなっています。

しかし、近年の実態として消防団員数（表9）の減少に歯止めがかからない状況が続いています。人口減少や少子高齢化によるそもそもの担い手不足に加え、就業形態はサラリーマン化が進み、本業を精一杯こなす中で、夜間や土日に消防団活動を行うことを負担に感じている方も少なくありません。

また、社会構造や就業形態の変化に伴い、被雇用者消防団員の割合が増加し、昼間の時間帯に消防団員のいない地域が発生するなど、昼夜の防災力に格差が生じているのが現状です。地域格差を解消するために、組織の在り方について検討を進め、防災力の均衡と向上を図る必要があります。

消防団員数一覧（表9）

	実数	団長	副団長	方面隊長	副方面隊長	分団長	副分団長 （指導員）	部長 （女性1）	班長 （女性1）	団員 （女性10）	支援団員
本部	41	1	3				(25)	1	1	10	
峰山方面隊	309			1	1	5	5	12	26	259	
大宮方面隊	245			1	1	4	4	8	20	193	14
網野方面隊	329			1	1	4	4	15	31	263	10
丹後方面隊	203			1	1	4	4	12	24	143	14
弥栄方面隊	179			1	1	4	4	9	19	123	18
久美浜方面隊	236			1	1	4	4	12	25	189	
計	1,542	1	3	6	6	25	50	69	146	1,180	56

※令和4年（2022年）4月1日現在

(2) 施策の方向性

消防団組織について、団員数、施設及び管轄範囲などを考慮し、有効な団活動のもと防災力に格差が生じないように将来的には組織の再編も視野に入れ、組織体制の在り方について検討していきます。また、消防団活動への負担軽減やイメージアップのための取り組みを行い、消防団への入団促進、さらに、就業中の災害出動など、企業等の理解促進に加え、地域での消防団活動への理解、認知度を深める啓発活動・連携強化を検討していきます。

(3) 主な施策の概要

ア 消防団員の加入促進

団員へ過度な負担とならないような活動や運営等の処遇の改善について検討するとともに、消防団員としてのやりがい、モチベーション向上に繋がるような地域としての取組み、また、消防団応援の店の拡充、消防団協力事業所制度を推進し、企業に就業中の災害出動について理解を求めるなど多方面から加入を促進します。

イ 防災力の維持・向上

地域の実情に合わせ、高齢化及び昼間人口の減少等により団員確保が困難な地域もあることから、消防力の維持・向上を図るため、管轄地域の見直し、新たな支援消防隊の創設や部の統合等を含め組織の在り方について検討していきます。

ウ 地域防災の取組み

災害時の初動体制の強化を図るため、住宅密集地、浸水想定地域及び急傾斜地などの危険箇所の把握と情報共有に努めます。

また、消防水利等の適正な管理、減災知識の伝承など地域の防災活動に対し、日頃から地域コミュニティの維持及び活性化に消防団活動の一環として取り組んでいきます。

2-2-2 消防団施設及び車両

(1) 現状と課題

消防団施設については、老朽化した施設を中心に、地域の動向や組織体制による施設の統廃合を視野に入れ、計画的な整備が必要です。

また、消防団が使用している消防車両（表 10）は、老朽化したものが多いことから、計画的に更新を進めるとともに、保有台数についても、地域の特性や組織体制の動向を踏まえ、適正化等を図る必要があります。

さらに、道路交通法の改正などにより、準中型車両やマニュアルミッション車両などの消防団車両を運転するために、必要な運転免許を保有しない団員が増えてくることも予想されます。

	分団数（団）	消防ポンプ自動車（台）	小型動力ポンプ付積載車（台）	その他（台）
峰山方面隊	5	8	4	3
大宮方面隊	4	6	4	2
網野方面隊	4	6	7	5
丹後方面隊	4	4	8	2
弥栄方面隊	4	5	4	2
久美浜方面隊	4	6	6	1
計	25	35	33	15

※令和 4 年（2022 年）4 月 1 日現在

(2) 施策の方向性

地域防災の重要な拠点となる消防団施設については、その多くが老朽化し立地状況も悪く、災害活動拠点として機能を発揮することが困難であるため、地域コミュニティと隣接する場所等への計画的な建替え等が必要です。地域の動向や組織体制による施設の

再配置を視野に入れた検討を行うとともに、第2次京丹後市総合計画実施計画を踏まえて計画的に整備に取り組みます。

消防団車両についても、老朽化による機能低下を防ぐとともに多様な災害に対応可能な資機材を搭載した車両に更新するなど計画的な整備に取り組みます。

また、人口動向や地域の特性を勘案しつつ将来的な組織の再編も視野に入れながら、消防車両の保有台数等の適正化に取り組みます。

さらに、消防団車両を運転するために必要な運転免許を有しない団員に対し、運転に必要な運転免許取得に対するバックアップ体制を継続していきます。

(3) 主な施策の概要

ア 消防団施設の整備

災害拠点としての機能を持つ施設とするため、現状と照らし合わせながら計画的に消防団施設の統廃合や整備を進めます。

イ 計画的な車両・資機材更新

20年以上を経過した車両を対象とし、総合的に判断し順次更新を進めていきます。また、資機材についても、多様化する災害に対応するため、車両更新時に合わせ更新・配備を進めていきます。

ウ 消防車両の運転に必要な免許取得

消防車両を運転するために必要な運転免許を有しない団員に対し、運転に必要な免許取得に際して、準中型自動車運転免許等取得補助金制度（令和4年度（2022年）から運用）の活用等による免許取得の促進を図っていきます。

2-3 地域の消防・防災活動への支援

2-3-1 地域の消防・防災活動支援

(1) 現状と課題

社会構造、就業形態の変化、個人の尊重や価値観の多様性が進み、地域における連帯感が稀薄化し、地域コミュニティの機能低下が危惧されています。

火災や自然災害に対し、地域の被害を最小限にとどめるためには、市民の防災意識を高め、有事の際は、被災者の救出、救護、応急処置等、自他の安全を確保するための行動が必要であり、日頃から地域の課題・実情に合わせた対策を検討し、災害に強い地域づくりに取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

地域の防災力を高め地域の安全を確保するため、消防署、消防団、自主防災組織、市防災担当課等が連携するほか、災害弱者である高齢者の詳細な情報を把握するため、事業所や自治会及び老人会等の地域のコミュニティと協力し、継続的に訓練指導を行っていきます。

防災学習会や自主防災組織など地域で実施する訓練や救急救命講習などの各種講習会を開催し、市民が即座に応急手当が実施できるよう、知識と技術の継続的な普及の支援に取り組みます。

また、市内全域に救マーク認定事業所の増加と市民の救命講習会を推進し、救命率の向上を図るため、受講しやすい環境・開催方法を検討します。

(3) 主な施策の概要

ア 防災活動の支援

地域防災力を高めるため各地区において、消防団の協力のもと消火栓取扱講習や消防職員による救命講習を開催していきます。また、防災総合訓練や各種イベント会場などにおいて、応急処置の知識・技術の普及促進に取り組めます。

イ 救命率の向上

救マーク認定事業所の普及に取り組むため、web講習の実施、講習要綱規定に基づく講習時間の短縮など、積極的に受講しやすい環境づくりに努めるとともに、市民が直ちに応急手当が実施できるよう、救命講習会の回数を増やすなど受講機会の拡大に努めます。

3 災害対応能力の強化

～安全で安心して暮らせるまちを目指して～

3-1 大規模災害時の体制強化

3-1-1 災害発生時の体制強化

(1) 現状と課題

平成12年（2000年）に発生した鳥取県西部地震は、マグニチュード7.3で、既知の活断層ではない場所を震源としたものであったことから、内陸直下型地震は、日本においてはどこでも起きる可能性があると言われています。

本市は、日本海に接しプレートの境界より遠く離れており、昭和2年（1927年）に丹後半島を震源とするマグニチュード7.3の地震により被害（表11）が発生しています。活断層の活動によって発生する内陸直下型地震を想定として、京丹後市地域防災計画で「想定される地震の被害状況」（表12）のとおり被害が予想されていることから、甚大な被害発生による震災対策は喫緊の課題となっています。

	建物総数 （棟）	建物全壊 （棟）	建物半壊・一部損壊 （棟）	焼失建物 （棟）
峰山町	12,483	9,175	1,928	1,849
大宮町	11,178	7,455	1,973	1,661
網野町	15,479	11,086	1,542	2,704
丹後町	8,527	3,434	2,459	1,043
弥栄町	6,450	4,286	1,103	1,030
久美浜町	15,831	5,561	4,597	1,678
京丹後市（計）	69,948	40,997	13,602	9,965

※ 焼失建物棟数は秋夕刻の強風時での地震発生を想定したもの

※ 出典：京丹後市地域防災計画 震災対策計画編 第1編 総則 【第4章 第2節】
（京都府地震被害想定調査結果（2008））

郷村断層（人的被害） 京丹後市最大震度7					
	夜間人口 （人）	死者数 （人）	負傷者数 （人）	要救助者数 （人）	短期避難者数 （人）
峰山町	12,973	294	1,260	1,256	11,566
大宮町	10,336	225	922	892	8,771
網野町	15,358	333	1,476	1,349	12,507
丹後町	6,853	80	435	319	4,726
弥栄町	5,867	127	510	475	4,911
久美浜町	11,343	111	685	439	7,712
京丹後市（計）	62,730	1,170	5,288	4,730	50,193

※人口は夜間人口 死者数、負傷者数、要救助者数は冬早朝の地震発生を想定したもの

(2) 施策の方向性

災害発生時における消防活動の初動体制及び活動の拠点となる消防本部の機能保持に向けて、庁舎整備を図るとともに消防車両等の配置及び機能強化と拡充を図ります。

また、災害による水道の機能喪失により消火栓が使用できない状況も想定されることから、自然水利の確保を進めるとともに多種多様な消防用水の確保に努めていきます。

大規模災害における消防活動を有効で効果的なものとするため、緊急消防援助隊をはじめ、国や京都府、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との連携を深めるとともに、消防職員及び消防団員の災害対応能力の向上に努めていきます。

(3) 主な施策の概要

ア 消防応援部隊の受け入れ拠点としての庁舎整備

消防庁舎は、緊急消防援助隊の指揮支援部隊や災害対策現地情報連絡員等を受け入れる施設でもあるため、指揮機能を果たす拠点施設としての整備について、庁舎移転も視野に入れて取組みます。（再掲）

多種・多様化する災害に対応するため、職員の効率的な人員配置、消防力の整備指針に基づく消防署所及び消防車両の適正配置の充実を図ります。

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

災害による水道の機能喪失や火災時の消防水利として、飲料水兼耐震性貯水槽の整備を検討していきます。

ウ 大規模災害合同訓練への参加

京都府などが実施する大規模地震図上訓練や緊急消防援助隊合同訓練などへ積極的に参加するとともに、関係機関等と連携のとれた災害対応体制を構築します。

主な参加訓練（参考）

- ・ 緊急消防援助隊京都府大隊後方支援隊訓練
- ・ 令和3年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
- ※緊急消防援助隊全国合同訓練は5年に1回

3-2 広域連携体制の充実

3-2-1 広域連携

(1) 現状と課題

近年、地震による大規模災害や頻発する豪雨災害、またNBC災害等といった複雑・多様化する災害発生 of 甚大な被害に対して、一つの消防機関だけでは極めて困難な場合に近隣の消防本部との広域的な連携を図るとともに、近年の広域的な災害に鑑みて他消防本部や他行政機関等との応援協定等の充実を図り、相互応援体制を強化する必要があります。

また、関係機関との強固な連携構築のため、合同訓練等に積極的に参加していくことなど、他の行政、民間機関等（ライフラインを含む。）も含めた協力体制の構築とともに、引き続き消防の広域化に向けた京都府消防体制の整備推進の動向を注視していきます。

(2) 施策の方向性

関係機関との「災害時相互応援協定」に基づく連携を強化するとともに、他消防本部、他の行政及び民間機関等と広域的な応援体制整備を進め、大規模災害の発生時における速やかな応援、受援体制の充実強化を図ります。

消防の広域化については、消防体制の基盤強化、効率的な人員配置等、スケールメリットを考慮して、将来的な展望を見据えながら情報収集等の取組みを進めます。

(3) 主な施策の概要

ア 消防相互応援協定などの充実

種々の災害に備えた隣接消防機関との応援協定締結などとともに、連携・協力体制を充実強化するため合同訓練などを実施します。

イ 消防の広域化に向けた取組み

京都府による府内の消防本部一元化構想の動静を伺いながら、調査、研究を進めます。

消防相互応援協定（参考）
<ul style="list-style-type: none">・ 京都府広域消防相互応援協定・ 両丹都市消防相互応援協定（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合）・ 京都縦貫自動車道及び山陰近畿自動車道における消防相互応援協定・ 消防相互応援に関する覚書（宮津与謝消防組合消防本部）・ 消防相互応援に関する覚書（豊岡市消防本部）

3-2-2 大規模災害時の応援・受援体制

(1) 現状と課題

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設されました。さらに、平成16年（2004年）4月の法制化に伴い、総務大臣の「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の策定があり、本市においても、広域災害時に都道府県間の連携が円滑に進むための体制の整備に向け、緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画に沿った緊急消防援助隊の受援体制等を強化する必要があります。

(2) 施策の方向性

緊急消防援助隊をはじめとする全国からの消防応援に対する受援体制を確立し、地震や集中豪雨のような大規模自然災害発生時における応援部隊との消防活動が、確実かつ円滑に展開できるように取組みを進めます。

(3) 主な施策の概要

受援体制の強化等

緊急消防援助隊の応援に対する受援体制の充実強化を図ります。また、大規模かつ広域的な災害に備え関係機関との連携に取組みます。

受入拠点について、災害指揮活動の機能を果たすための消防庁舎の整備、消防以外に当該施設を利用する可能性のある関係機関等との協議・連携に取組みます。

京丹後市消防整備計画策定経過

京丹後市消防整備計画は、本市を守備する観点に立ち、京丹後市総合計画「基本計画」を上位計画とし、「京丹後市地域防災計画」、「消防力の整備指針」及び「市町村消防計画の基準」等と整合性を保ち、消防力の整備の基本的な方向性を示す部門別計画として策定するものです。

策定に際しては、令和3年7月に「京丹後市消防力整備計画策定委員会設置規程」を定め、整備計画策定委員会において、「安全で安心して暮らせるまち」を実現するための整備目標、重点的に取り組むべき主要事業を定め、その主要事業実現のために課題を抽出しました。

令和3年10月、原案検討部会は整備計画策定委員会からの検討課題を受け、課題を解消するための整備の方向性と具体的施策を検討し、令和4年3月に原案を作成しました。

令和4年4月からは、原案検討部会と作業部会において素案の作成を検討、消防団とも協議を図りながら作業を重ね、令和4年12月「京丹後市消防整備計画」の策定に至りました。

第1回整備計画策定委員会	令和3年7月1日
第2回整備計画策定委員会	令和3年7月7日
第3回整備計画策定委員会	令和3年7月13日
第4回整備計画策定委員会	令和3年8月6日
第5回整備計画策定委員会	令和3年8月11日
第6回整備計画策定委員会	令和3年8月23日

第1回原案検討部会	令和3年10月5日
第2回原案検討部会	令和3年11月9日
第3回原案検討部会	令和3年12月27日
第4回原案検討部会	令和4年2月7日
第5回原案検討部会	令和4年2月18日
第6回原案検討部会	令和4年3月18日
第7回原案検討部会・作業部会	令和4年4月18日
第8回原案検討部会・作業部会	令和4年6月1日
第9回原案検討部会・作業部会	令和4年7月22日
第10回原案検討部会・作業部会	令和4年8月19日
第11回原案検討部会・作業部会	令和4年9月12日
第12回原案検討部会・作業部会	令和4年10月4日
第13回原案検討部会・作業部会	令和4年10月17日
第14回原案検討部会・作業部会	令和4年11月8日
第15回原案検討部会・作業部会	令和4年11月25日
第16回原案検討部会・作業部会	令和4年12月5日
第17回原案検討部会・作業部会	令和4年12月20日